

2006年2月27日

厚生労働大臣

川崎 二郎 様

労働者福祉中央協議会
(中央労福協)
会長 笹森 清

「青少年に誇りの持てる職場を斡旋する運動」について（要請）

謹啓、早春の候、貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察いたします。

貴職もご高承のとおり、消費者金融、いわゆる「サラ金」といわれる貸し金業による高金利と過酷な取立て、過剰融資等が大きな社会問題となっています。私たちは、かねてより、現行法規のハザマについて経済的弱者を食い物にするそれら貸し金業の経営姿勢を糾弾するとともに、被害者の救済、関係法令の改正・整備等に向けた取り組みを行っております。本年度中には貸金業関連法の全面的な見直しが予定されていますが、それに向けて私たちは、業界が高金利の法的よりどころにしている出資法の上限利息（29・2%）を、利息制限法の上限である15～20%以下にすよう求めています。これに対して業界側は上限金利の引き下げ反対、法律による規制撤廃を叫んで猛烈な運動を展開するとともに、法の網の目をつく営業活動はさらに巧妙さを増しています。

もとより、こうした問題は企業の経営姿勢によるものであり、それらの企業で働く労働者にとっては、その仕事が誰にでも喜ばれ、誇りの持てる職場であってほしいと願うのは当然のことです。私たちはそうした労働者の希望に応えるためにも、健全な企業の発展と健全な職場作りを支援して参る所存であります。

つきましては貴職におかれましては運動の趣旨をご理解いただき、職安行政の推進・指導に際しましては、それが貸し金業であるときには下記の内容に格段のご配慮いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 当該企業が法律違反や公序良俗にもとるような営業活動をしてはいないか。
2. 多数の債務者（消費者）との間に訴訟問題をかかえていないか。また、近い過去にそうした事実はなかったか。
3. 青少年にとって働きやすい環境が整備されているか。また、労働組合が組織されているなど健全な労使関係が構築されているか。

以上